

## 国道占用料の改定に関する要望

1. 近年の地価下落の道路価格への反映
2. 所在地区分の市町村合併への対応措置（次回改定時までの所在地区分の据え置き）

現 行	要 望
道路法施行令第 19 条の 2（別表） 甲地：東京都の特別区及び人口 50 万人以上の市 乙地：市の区域で甲地以外 丙地：町及び村	現行制度における市町村合併への対応措置 ① 市町村合併が発生した場合、次回改定時まで当該地域の所在地区分を据え置き。 ② 占用料改定時には、市町村合併で所在地区分が格上げされた地域を含めた加重平均による道路価格の算定を行う。

3. 国道占用料における小口径区分の細分化（0.07m、0.3m、0.7m 区分の設定）

現 行	要 望
0.1m未満	0.07m未満 0.07m以上 0.10m未満
0.10m以上 0.15m未満	0.10m以上 0.15m未満
0.15m以上 0.20m未満	0.15m以上 0.20m未満
0.20m以上 0.40m未満	0.20m以上 0.30m未満
	0.30m以上 0.40m未満
0.40m以上 1.00m未満	0.40m以上 0.70m未満
	0.70m以上 1.00m未満
1.00m以上	1.00m以上

4. 適正な道路価格の算定（道路敷としての評価額）

現 行	要 望
道路価格＝固定資産税評価額	道路価格＝道路敷としての評価額

5. 道路法第 39 条第 2 項ただし書きに基づく政令の検討（未制定となっている政令の検討）

現 行	要 望
【道路法第 39 条第 2 項】 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、 <u>政令で定める基準の範囲</u> をこえてはならない。	建設省通達（平成 8 年 1 月 26 日付）に準拠した政令の検討。  「ただし、水道事業、ガス事業、電気事業、 <u>第 1 種電気通信事業の占有物件に係る占用料</u> については、条例を改正する場合、 <u>本政令に定める占用料の額と均衡を失しないように努めること。</u> 」（建設省通達より抜粋）

# 道路占用料に関する調査結果

## 1. ガス事業者の道路占用料納付実態

項目		平成9年度	平成17年度
道路占用料 (百万円)	国道	683	821
	都道府県道 市町村道	20,139	29,752
	合計	20,822	30,573
上記占用料の納付対象ガス管延長(千km)		128	162
ガス管1m当たりの占用料(円/m)		163	189

\*）平成17年度の値は、全国210ガス事業者のうち、民営の168ガス事業者の調査結果にもとづく。

## 2. ガス事業者の管径区分別延長

(1) 全国のガス事業者の管径別ガス管延長(「ガス事業年報(平成16年 資源エネルギー庁)」より)

管径区分	延長(km)	割合
0.1m未満	115,234	51%
0.1m以上	112,850	49%
合計	228,084	100%

(2) 全国主要エリア(北海道、宮城、新潟、東京、静岡、愛知、大阪、広島、福岡等)の最近の管径別ガス管延長(平成18年3月時点。全国のガス管総延長の50%以上を集計)

管径区分	全体数量			国道数量		
	(km)	現行割合	割合	(km)	現行割合	割合
0.07m未満	32,866	38.3%	27.0%	115	9.1%	5.1%
0.07m以上0.10m未満	13,825		11.3%	90		4.0%
0.10m以上0.15m未満	17,796	14.6%	14.6%	200	8.9%	8.9%
0.15m以上0.20m未満	23,808	19.5%	19.5%	519	23.0%	23.0%
0.20m以上0.30m未満	17,741	20.5%	14.5%	536	40.1%	23.7%
0.30m以上0.40m未満	7,339		6.0%	371		16.4%
0.40m以上0.70m未満	4,220	3.8%	3.5%	380	18.1%	16.8%
0.70m以上1.00m未満	306		0.3%	30		1.3%
1.00m以上	3,998	3.3%	3.3%	17	0.8%	0.8%
合計	121,899	100.0%	100.0%	2,258	100.0%	100.0%

## 3. 国道占用料と同じ管径区分を適用している地方公共団体

平成17年度	調査を実施した地方公共団体数	国道占用料と同じ管径区分を適用している地方公共団体数	割合
		681	507

#### 4. 地方公共団体の占用料の水準（平成17年度）

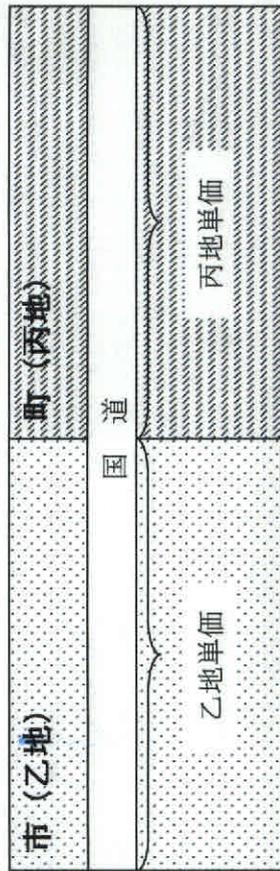
区分	調査数	占用料の水準 (地方公共団体/国)	国道の2倍以上の 地方公共団体数(割合)	最も高い例
甲地	43区市	1.73倍	23(53%)	2.6倍
乙地	470市	1.36倍	79(17%)	5.7倍
丙地	168町村	1.43倍	26(15%)	4.2倍

\* ) 国道占用料の各口径区分の単価に対する比率を算出し単純平均したもの。

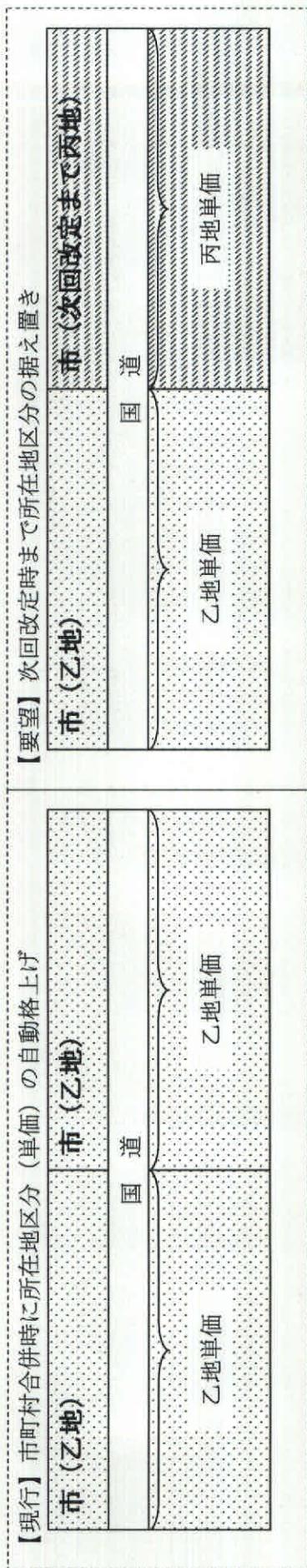
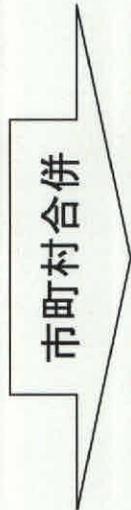
#### 5. 市町村合併による地方公共団体の道路占用料への影響（平成17年度）

合併前の 市町村数	合併後の 市数	占用料の変化		
		種別	市町村数(割合)	単価の変化率
159	100	値上げ	69(43%)	1.19倍
		維持	85(53%)	
		値下げ	5(3%)	
		計	159(100%)	

# 所在地区分の市町村合併への対応措置



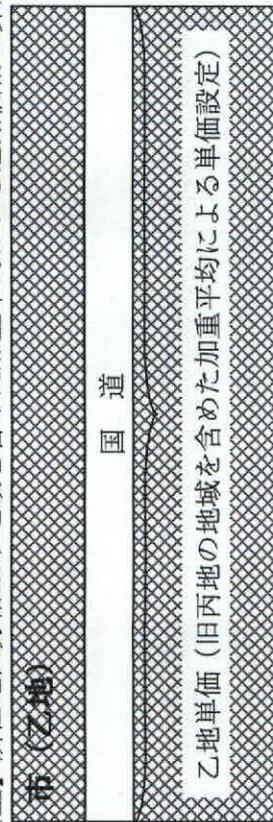
「合併前」



「合併後」



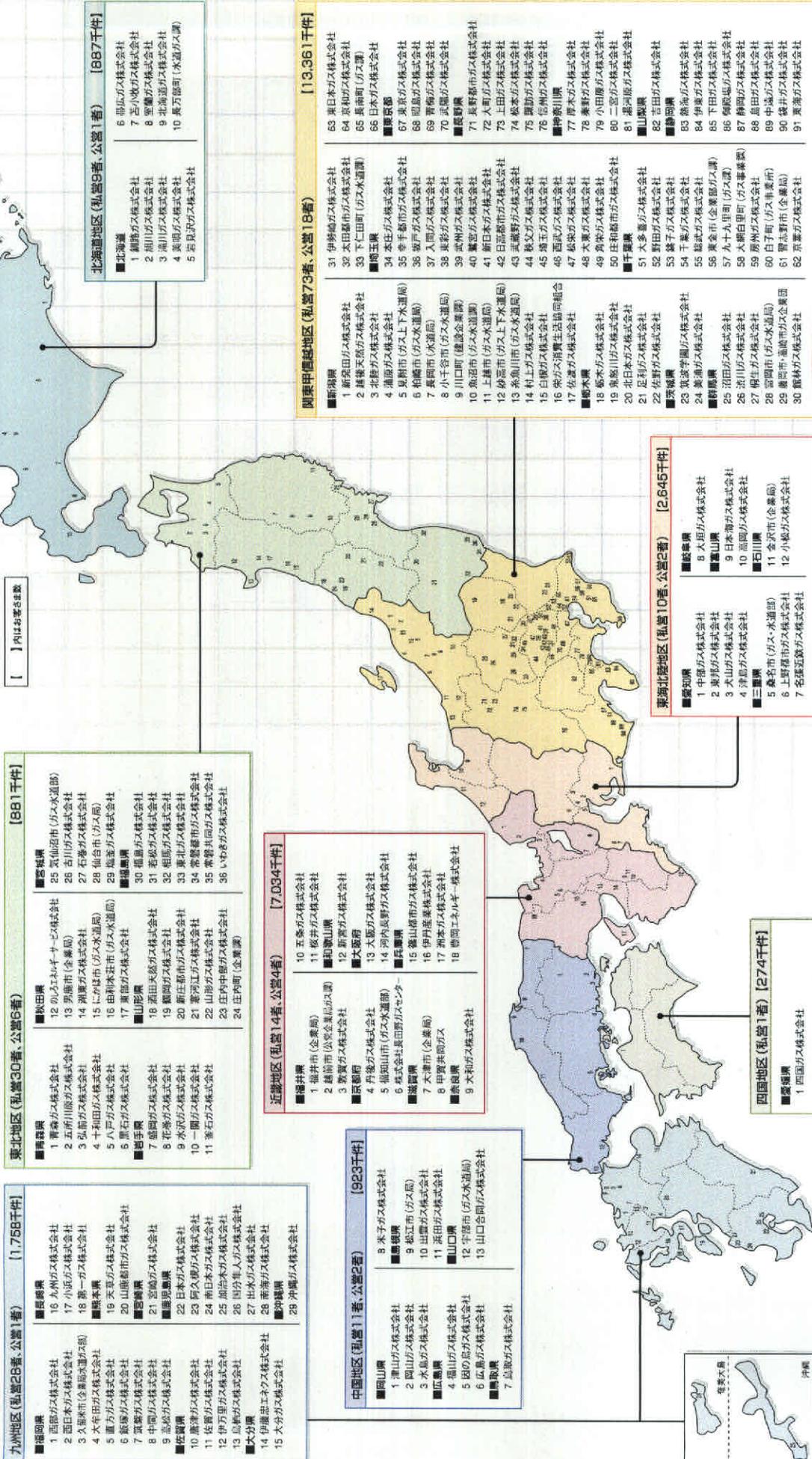
【要望】所在地区分格上げ地域を含めた加重平均による道路価格の算定



占用料改定

# 日本の都市ガス事業者

全国210事業者（私営176者、公営34者、お客さま数27,762千件\*）  
（事業者数は2006年6月現在、お客さま数は2006年3月末日現在）



\*四国地区の公営事業者は1社、不在。